4-2

・託児所制度(制度の内容)

(託児所開所時間)

第6条 託児所の開所時間は24時間毎日とする。但し、申込書(様式4)により 託児する 予定がない時間帯は、閉所とし、緊急の場合は総務係長が対応し拘束者へ連絡する。

(特別託児)

第9条 託児する子が、病発(熱発)の場合、事前に医師に受診することとし、その結果、託児可と判断された場合は託児する。

(託児資格)

- 第2条 上五島病院に勤務する職員の子で、その子が4月1日現在満7歳未満である者のうち、 次に掲げる者とする。
 - ①家庭内において当該職員又はその家族(別居を含む)及びその他の者が養育することができない者。
 - ②子の養育をする者が、病気等緊急な理由によりある程度の期間、その子を養育することができなくなった場合、その理由が継続する期間。

(託児時間取決め事項)

- ※ 準夜・深夜・当直帯に預けない場合、日勤帯の託児は可能。
- ※ 準夜の託児で、保育士の深夜勤務者がいる場合、保護者、保育士双方合意の場合、引き続き、 朝 9 時まで託児可能。

勤務種別	託児時間
日 勤	07:30~18:15
準 夜	16:00~01:30
深 夜	23:30~12:00
当直	16:30~09:00